壬生町空家解体事業補助金について

老朽化した空家が町民の生活環境に深刻な影響を及ぼさないよう、倒壊等のおそれのある空家の解体と土地の利活用を促進し、町民の生活環境の保全と地域の活性化を図るため、空家の解体工事費の一部を補助します。



対象となる空家

町内に所在し、次のすべてに該当する空家

- ☐ 居住その他の使用がされていないことが常態である（1年以上使用されていない）
- ☐ 昭和56（1981）年5月31日以前に建てられた住宅（戸建住宅又は併用住宅の居住部分）
- ☐ 個人が居住目的で所有・登記されている住宅（営利目的で所有している住宅でないこと）
- ☐ 所有権以外の権利が登記されていないこと
- ☐ 公共事業等の補償の対象となっていないこと
- ☐ **倒壊等のおそれがある、または老朽化が進行し、修繕が困難な状態**であること
 （基準に該当するか事前調査を行いますので、立会をお願いします。）



柱の変形が著しく崩壊の危険がある例





外壁の仕上材の一部がはがれ、下地が露出している例



瓦の一部に剥離とズレがあり、雨漏りのある例

補助対象工事

- ☐ **空家の全部を除去し、空家等の所在する土地を更地にする工事**
- ☐ **壬生町内に事務所・事業所を有する法人※又は住所を有する個人事業主に発注する工事**
 （※建設業法または建設リサイクル法に基づく栃木県知事許可を受けた事業者）

ただし、次のいずれかに該当する工事は除きます。

- × 対象者が空家法に基づく勧告を受けている
- × 補助金交付決定前に着手した工事
- × 他の制度による補助金の交付を受けようとする工事
- × 建物の一部のみを解体する工事
- × 舗装・浄化槽・樹木等の埋設物や塀、倉庫等の解体工事



（注）この事業は再利用できない危険な空家を解体し、生活環境の保全や地域の活性化を図ることを目的としていますので、自宅の敷地内にある離れ・納屋・旧住居等や補助基準を満たさない空家の解体は対象となりません。

補 助 対 象 者

空家の解体を実施しようとする者（法人を除く）で、次のすべてに該当すること。

☐ 空家の所有者、空家の所在する土地の所有者又は相続人（権利関係者全員の同意があること）
☐ 国税、都道府県税、市町村税を滞納していないこと
☐ 壬生町暴力団排除条例に規定する暴力団員等でないこと（補助対象者及び世帯員全員）
☐ この補助金を受けた者がいないこと（補助対象者及び世帯員全員）

補 助 金 額

補助対象工事に要する経費の **1／2**（1,000 円未満切り捨て）とし、
予算の範囲内で交付し、**50万円** を限度とします。

※対象の工事は、「空家等の所在する土地を更地にする工事」ですが、補助金額は対象となる**空家の解体・除却費のみ**で計算されます。更地にするために居住部分以外の倉庫や塀、樹木などを解体除却した場合の費用は、補助対象となりません。

申 請 方 法



補助金交付申請前に事前調査を行いますので、

空家を解体する前（工事前）に建設課にご相談ください。

事前調査申請受付期間

令和８年５月１１日（月） ～ ~~令和８年　８月２８日（金）~~

追加募集
まずはご相談

令和8年 10 月 23 日（金）

町では、居住可能な建物はできるだけ壊さず、活用する方針で空家対策を進めています。
処分にお困りの場合は『空家バンク』への登録をご検討いただけると幸いです。

【問い合わせ先】

壬生町建設課住宅係　☎0282-81-1849

〒321-0292　壬生町大字壬生甲3841番地1

空家対策制度